特定建築物届出書様式、記載例

建築物環境衛生管理基準

備付け帳簿と記載例

特別区第４ブロック

中野区　杉並区　豊島区　板橋区　練馬区

目　　次

１　特定建築物の各種届出及び報告書類

（１）特定建築物届書の提出　（特定建築物に該当する場合）

建築物が特定建築物の要件に該当する場合 ［新規・増築・用途変更］	添付書類 ・『特定建築物概要』 ・ 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（免状照合の為に本証持参） ・届出者(※1)、維持管理権原者(※2)が所有者と異なる場合、全部の管理について又は維持管理について権原を有することを証する書類(契約書等の写し)

（２）特定建築物変更届の提出　（届出事項を変更した場合）

変更事項	届出用紙への記載注意事項及び添付書類
所有者、届出者、維持管理権原者の代表者、 所在地、名称等	・変更事項の新旧対照の記入 ・登記履歴事項証明書等の添付は不要
所有者、届出者、 維持管理権原者自身 ［売買や契約変更等］	・変更事項の新旧対照の記入 ・届出者、維持管理権原者が所有者と異なる場合、全部の管理について又は維持管理について権原を有することを証する書類(契約書等の写し)の添付
建築物環境衛生管理技術者	・管理技術者の氏名、住所及び選任年月日の記入 ・建築物環境衛生管理技術者免状の写しの添付（免状照合の為に本証持参）
構造設備又は用途 ［増改築や設備更新等］	・説明図等の添付 ・『特定建築物概要』の添付（大規模な設備構造変更の場合のみ）
給水用防錆剤の使用開始	・薬剤の種類、使用開始年月日、管理責任者の氏名、住所及び選任年月日の記入 ・防錆剤管理責任者の資格を証する書類の添付
給水用防錆剤の届出事項の変更	・薬剤の種類、管理責任者等の変更事項の記入 ・資格を証する書類の添付（管理責任者変更の場合のみ）
建築物が特定建築物の要件に該当しなくなった場合 ［用途変更や規模縮小等］	・非該当になった理由の記入（例示） ①用途変更　　：特定用途の施設の一部が特定用途外の用途に変更した場合 ②建物規模縮小：建築物の取り壊し等により延べ床面積が3,000m^{2}以下に変更 ③使用部分縮小：建築物の使用部分が徐々に減少して完全に未使用状態の場合

上記の届出は、届出者が当該建築物の所在地を担当する保健所あてに必要枚数（※3)を提出してください。

［事由の発生した日から１ヶ月以内］

※1:届出者となりうる者とは

・当該建築物の所有者
・当該建築物の所有者から、契約により建築物の全部の管理についての権原を付与されている者
※建築物の全部の管理についての権原
建築物の全部について民法等規定の管理行為（保存、利用及び改良行為）をすることのできる法律上の地位

※2:維持管理権原者となりうる者とは(平成22年10月1日から届出事項となりました)

・当該建築物の所有者
・当該建築物の所有者から、契約により建築物の維持管理についての権原を付与されている者

※3:届出書の必要枚数とは

・延床面積 3,000～10,000㎡のビルの場合・・・・１通（区届出分）
・延床面積10,000㎡を超える　ビルの場合・・・・２通（東京都届出分及び区届出分）
控えが必要な場合は１通追加してください。

（３）飲料水貯水槽等維持管理状況報告書の提出

・延床面積 3,000～10,000㎡のビルの場合

下記の給水設備の管理関係書類①～③を、当該建築物の所在地を担当する保健所あてに提出してください（郵送可）。〔毎年12月１日～15日の間〕

なお、貯水槽・貯湯槽が複数存在する場合などは、各貯水槽、貯湯槽・系統ごとに提出を求める場合もあります。詳しくは、担当保健所にお問い合わせください。

①飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

②水質検査結果書の写し［昨年12月～本年11月実施分］
・15項目検査
・10項目検査（ただし15項目検査不適合の場合には15項目再検査分）
・消毒副生成物等12項目検査
・防錆剤水質検査(防錆剤使用の場合)

③残留塩素等検査実施記録票の写し（11月実施分のみ）

・延床面積10,000㎡を超えるビルの場合

東京都健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課あてに直接提出してください(郵送可。ただし、郵送の際は、必ず「普通郵便」でお願いします。文書処理の都合上、「速達」「書留」「時間指定」などはご遠慮ください。)。

＜注意＞　特定建築物維持管理権原者等届について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則が改正され、平成 22 年 10 月 1 日から特定建築物維持管理権原者（特定建築物の所有者、占有者その他の者で特定建築物の維持管理について権原を有する者)が、新たに届出事項となりました。既に特定建築物届書を届出している施設についても、全てこの届出が必要となり、平成 23 年 9 月 30 日までに届出をするようにご案内をしてきたところです。まだ、届出がお済みでない方は、早急に当該建築物の所在地を担当する保健所あてに提出してください。

なお、維持管理権原者が、所有者と異なる場合、全部の管理について又は維持管理について権原を有することを証する書類(契約書等の写し)を添付してください。

届出様式などは、東京都のホームページからダウンロードできます。

≪建築物衛生のページ≫

http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/

第２号様式

年　　月　　日

殿

届出者住所
氏　　　名

電　話　　　（　　　　）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

特 定 建 築 物 変 更（廃止）届

下記のとおり変更（廃止）したので「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第５条第３項の規定により届けます。

記

1　特定建築物の名称
2　特定建築物の所在場所
3　特定建築物の用途
4　変　更　事　項
　　旧
　　新
5　変更（廃止）年月日　　　　年　　　月　　　日
6　変更（廃止）理由

（添付書類）
(1)　構造設備の変更の場合は、その説明図
(2)　建築物環境衛生管理技術者の変更に当たっては、免状本証及びその写し
(3)　権原を有する者の変更に当たっては、それを証する書類

		保健所収受印

第２号様式

記入の留意点

年　　月　　日

殿

押印不要です。

届出者住所

氏　　　名　　　~~印~~

変更時は、変更後(現在)の届出者を記入

電　話　　　（　　　）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

特 定 建 築 物 変 更（廃止）届

下記のとおり変更（廃止）したので「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第５条第３項の規定により届けます。

記

複数の変更事項がある場合は列挙する。別紙に記載してもよい。

1　特定建築物の名称

2　特定建築物の所在場所

3　特定建築物の用途

4　変　更　事　項

建築物環境衛生管理技術者の変更時は、管理技術者の住所も記載する。

旧

新

5　変更（廃止）年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

6　変更（廃止）理由

（添付書類）

（1）　構造設備の変更の場合は、その説明図

（2）　建築物環境衛生管理技術者の変更に当たっては、免状本証及びその写し

（3）　権原を有する者の変更に当たっては、それを証する書類

		保健所収受印

変更届は所在地の保健所にご提出ください。延べ面積が 10,000 ㎡以下の場合は 1 部、10,000 ㎡を超える場合は 2 部提出が必要です。また、控えが必要な場合は、別途必要部数をお持ちください。

第５号様式（第５条関係）

年　　月　　日

殿

住所
届出者
氏名
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

飲料水貯水槽等維持管理状況報告書

ビル名：　　　　　　　　　　担当者　氏　名：

所在地：　　　　　　　　　　電　話：　（　　）

１　毎月点検（受水槽・高置水槽等）

受水槽有効容量：

項　目 ＼ 点検月日		12月　日	1月　日	2月　日	3月　日	4月　日	5月　日	6月　日	7月　日	8月　日	9月　日	10月　日	11月　日
槽周囲・ポンプ室等の物置化、汚れ													
槽壁面の亀裂、密閉状況													
水の濁り、油類、異物等													
マンホール	施錠												
	破損、防水、さび等												
オーバーフロー管、通気管の防虫網													
その他	ボールタップ、満減水装置												
	ポンプ、バルブ類												

２　貯水槽等の清掃及び水質検査

項　目 ＼ 実施月日	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
貯水槽等の清掃実施日												
水質検査実施日												
防錆（せい）剤濃度検査実施日												

３　年２回点検（受水槽・高置水槽等）

項　目 ＼ 点検月日		月　日	月　日
点検、清掃が容易で衛生的な場所か			
槽又は上部に汚染の原因となる配管、設備等の有無			
停滞水防止構造	適正な容量		
	連通管の位置、受水口と揚水口の位置		
マンホールの位置、大きさ、立ち上げ			
吐水口空間、排水口空間の確保			
飲用以外の用途との兼用又は設備からの逆流のおそれの有無			
クロスコネクションの有無			

（注）１及び３については、凡例を参考にいずれかの記号を記載してください。４については、有又は無のいずれかに〇を付けてください。

４　飲用等の設備の有無

設備の種類	有　無
中央式給湯設備	有（　系統） 無
その他の設備	有（炊事用専用給水・浴用専用給水・中央式冷水） 無

【送付先】

建築物の所在地を担当する保健所あてに提出してください。
ただし、延床面積が 10,000 m² を超える特定建築物については、
⇒〒169-0073　東京都新宿区百人町三丁目 24 番１号 本館２階　広域監視部建築物監視指導課あてに直接ご提出ください。

凡　例
〇　良
レ　不備
△　不十分
／　設備無

備考

第５号様式（第５条関係）

記入の留意点

年　月　日

殿

届出者　住所

氏名

押印不要です。

保健所に届出済の「建築物衛生法上の届出者」です。
法人名、代表者役職名、氏名を記入する。

中央式の給湯設備等も含む。
（２、３についても同じ）

飲料水貯水槽等維持管理状況

ビル名：　　　　担当者　氏　名：

所在地：　　　　電　話：　（　）

1　毎月点検（受水槽・高置水槽等）　　受水槽有効容量：

点検した水槽の有効容量（種類）を記入。
例）30 ㎥（受水槽）、10 ㎥（高置水槽）、8 ㎥（貯湯槽）

項　目 ＼ 点検月日		12月 日	1月 日	2月 日	3月 日	4月 日	5月 日	6月 日	7月 日	8月 日	9月 日	10月 日	11月 日
槽周囲・ポンプ室等の物置化、汚れ													
槽壁面の亀裂、密閉状況													
水の濁り、油類、異物等													
マンホール	施錠												
	破損、防水、さび等												
オーバーフロー管、通気管の防虫網													
その他	ボールタップ、満減水装置												
	ポンプ、バルブ類												

2　貯水槽等の清掃及び水質検査

項　目 ＼ 実施月日	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
貯水槽等の清掃実施日												
水質検査実施日												
防錆（せい）剤濃度検査実施日												

3　年２回点検（受水槽・高置水槽等）

項　目 ＼ 点検月日		月　日	月　日
点検、清掃が容易で衛生的な場所か			
槽又は上部に汚染の原因となる配管、設備等の有無			
停滞水防止構造	適正な容量		
	連通管の位置、受水口と揚水口の位置		
マンホールの位置、大きさ、立ち上げ			
吐水口空間、排水口空間の確保			
飲用以外の用途との兼用又は設備からの逆流のおそれの有無			
クロスコネクションの有無			

中央式の給湯設備等がある場合のみ「有」に記入する。

（注）１及び３については、凡例を参考にいずれかの記号を記載してください。４については、有又は無のいずれかに○を付けてください。

4　飲用等

浴用や炊事用に専用の水槽を持つ給水設備の有無

設備の種類	
中央式給湯設備	有（　系統） 無
その他の設備	有（炊事用専用給水・浴用専用給水・中央式冷水） 無

中央式の冷水設備の有無

【送付先】

建築物の所在地を担当する保健所あてに提出してください。
<u>ただし、延床面積が 10,000 m² を超える特定建築物については、</u>
<u>⇒〒169-0073　東京都新宿区百人町三丁目 24 番１号 本館２階　広域監視部建築物監視指導課あてに直接ご提出ください。</u>

凡　例	備考
○　良	
レ　不備	
△　不十分	
／　設備無	

2　建築物環境衛生管理基準

建築物衛生法では、特定建築物を環境衛生上良好な状態に維持するために必要な措置として、空調管理や給水管理等について建築物環境衛生管理基準を定めています。

		実施回数等		
		施行規則（厚生労働省令）	東京都指導基準	
空調管理	空気環境の測定	2月以内ごとに1回、各階で測定 （ホルムアルデヒドについては、建築等を行った場合、使用開始日以降最初の6～9月の間に1回）	左に同じ	
	浮遊粉じん測定器	1年以内ごとに1回の較正	左に同じ	
	冷却塔・加湿装置・空調排水受けの点検等	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回点検し、必要に応じ清掃等を実施	左に同じ	
	冷却塔・冷却水管・加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回	左に同じ	
給水・給湯管理（飲用・炊事用・浴用等）	貯水（湯）槽の清掃	1年以内ごとに1回	左に同じ	
	水質検査	①6月以内ごとに実施 （15項目、10項目） ②毎年6～9月に実施 （消毒副生成物12項目） ③地下水等使用施設:3年以内ごとに実施 （有機化学物質等7項目）	左に同じ 給水系統別に実施	「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」により毎年報告
	残留塩素等の測定	7日以内ごとに1回	毎日系統別に実施 （給湯は同左）	
	防錆剤の水質検査	2月以内ごとに1回	左に同じ	
雑用水の水質管理	散水・修景・清掃の用に供する雑用水の検査	①7日以内ごとに1回 （pH・臭気・外観・残留塩素） ②2月以内ごとに1回 （大腸菌・濁度）	左に同じ	
	水洗便所の用に供する雑用水の検査	①7日以内ごとに1回 （pH・臭気・外観・残留塩素） ②2月以内ごとに1回 （大腸菌）		
排水管理		排水槽の清掃は、6月以内ごとに１回	排水槽の清掃は、原則として4月以内ごとに1回以上実施 グリース阻集器は使用日ごとに捕集物を除去し、7日以内ごとに1回清掃	
清掃及び廃棄物処理		日常清掃のほか、6月以内ごとに1回大掃除を定期に統一的に実施	左に同じ	
ねずみ等の点検・防除		6月以内ごとに1回（特に発生しやすい場所については、2月以内ごとに1回）定期に統一的に調査し、当該結果に基づき必要な措置を講ずる。	生息状況等の点検を毎月1回実施し、その状況に応じた適切な防除を実施	
吹付けアスベスト			状況に応じ選択 除去：除去後、アスベスト繊維飛散数濃度を測定・記録 未措置の場合の点検・記録：利用頻度が高い場合は月に1回、利用頻度が低い場合は6月に1回 封じ込め囲い込み：1年に1回点検	

（１）空気環境管理基準

項目		管理基準	測定器	備考
瞬間値 (※1)	温度	17℃以上28℃以下 冷房時には外気との差を著しくしない	0.5℃目盛りの温度計	機械換気設備の場合は適用しない。
	相対湿度	40%以上70%以下	0.5℃目盛りの乾湿球温度計	機械換気設備の場合は適用しない。
	気流	0.5m/秒以下	0.2m/秒以上を測定できる風速計	
平均値 (※2)	浮遊粉じん	0.15mg/m^{3}以下	光散乱法等の測定器を使用	
	二酸化炭素	1000ppm以下	検知管方式等	
	一酸化炭素	10ppm以下	検知管方式等	特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下とする。
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ		0.1mg/m^3(0.08ppm)以下	(※3)	新築・大規模修繕後等の6/1～9/30の期間内

※1　瞬間値とは、1日2回または3回の個々の測定値
※2　平均値とは、1日2回または3回の測定値を平均したもの
※3　2,4-ｼﾞﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾋﾄﾞﾗｼﾞﾝ捕集-高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法(DNPH-HPLC法)及び4-ｱﾐﾉ-3-ﾋﾄﾞﾗｼﾞﾉ-5-ﾒﾙｶﾌﾟﾄ-1,2,4-ﾄﾘｱｿﾞｰﾙ法(AHMT吸光光度法)により測定する機器を用いる場合、試料採取時間は、アクティブ法の場合は30分間、ﾊﾟｯｼﾌﾞ法の場合は8時間以上(建築物の使用実態等を考慮して設定)とすること。
厚生労働大臣が別に指定する測定器(指定測定器)を用いる場合、試料採集時間や測定器の校正等は、製造者等が定める仕様書及び取扱説明書等に従うこと。

（２）冷却塔・加湿装置等の管理基準

項目	内　容	頻　度
点検	冷却塔、加湿装置及びその排水受け	使用開始時及び使用開始後1月以内ごとに1回
清掃	冷却塔、冷却水管、加湿装置	１年以内ごとに１回
供給水	冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合すること。	

（３）給水・給湯管理、飲料水検査

①給水栓における水質検査項目及び頻度

<table>
<tr><th>検査項目</th><th>基準</th><th>検査頻度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">遊離残留塩素</td><td>0.1mg/L以上
（結合残留塩素の場合は0.4mg/L以上）</td><td>毎日</td></tr>
<tr><td>中央式給湯設備の場合、設備の維持管理が適切であり、かつ給水栓末端で水温55℃以上に保持されていれば残留塩素濃度の測定を省略できる。</td><td>７日以内ごとに１回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">色・濁り・臭い・味</td><td rowspan="2">異常のないこと</td><td>毎日</td></tr>
<tr><td>中央式給湯（冷水）設備の場合は、
７日以内ごとに１回</td></tr>
</table>

②水質検査項目及び検査の頻度

<table>
<tr><th colspan="2">検査項目群</th><th>検査項目</th><th>検査頻度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">上水・地下水等で共通の検査項目</td><td>省略不可項目
(10項目)</td><td>一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物ｲｵﾝ、TOC、pH値、味、臭気、色度、濁度</td><td rowspan="3">6月以内ごとに1回、定期的に実施
重金属、蒸発残留物については、水質検査結果が基準に適合していた場合には、次回に限り省略可</td></tr>
<tr><td>重金属
(4項目)</td><td>鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物</td></tr>
<tr><td>蒸発残留物
(1項目)</td><td>蒸発残留物</td></tr>
<tr><td>消毒副生成物
(12項目)</td><td>ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ、塩素酸、ｸﾛﾛ酢酸、ｸﾛﾛﾎﾙﾑ、ｼﾞｸﾛﾛ酢酸、ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ、臭素酸、総ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ（ｸﾛﾛﾎﾙﾑ、ｼﾞﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ、ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ及びﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑのそれぞれの濃度の総和）、ﾄﾘｸﾛﾛ酢酸、ﾌﾞﾛﾓｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td>毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地下水等を使用する場合</td><td>有機化学物質
(6項目)</td><td>四塩化炭素、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ - 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾍﾞﾝｾﾞﾝ</td><td rowspan="2">3年以内ごとに1回定期的に実施</td></tr>
<tr><td>ﾌｪﾉｰﾙ類
(1項目)</td><td>ﾌｪﾉｰﾙ類</td></tr>
<tr><td>全項目
(50項目)</td><td>水道法に基づく水質基準（省略不可項目などを含む全50項目）</td><td>給水設備の使用開始前に1回実施</td></tr>
</table>

（４）防錆剤の濃度管理

定常時	1	リン酸塩を主成分とするものは、五酸化ﾘﾝ（P_2O_5)として	5mg/L以下
	2	ケイ酸塩を主成分とするものは、二酸化ｹｲ素（SiO_2）として	
	3	リン酸塩とケイ酸塩を主成分とするものは、P_2O_5とSiO_2の合計として	
注入初期	上記に示す1,2,3のいずれの場合も		15mg/L以下

（５）雑用水の管理

検査項目	基準	検査頻度	
		散水、修景又は清掃の用に供する雑用水	水洗便所の用に供する雑用水
pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに１回	7日以内ごとに１回
臭気	異常でないこと		
外観	ほとんど無色透明であること		
遊離残留塩素	0.1mg/L以上 （結合の場合は0.4mg/L以上）		
大腸菌	検出されないこと	2月以内ごとに１回	2月以内ごとに１回
濁度	2度以下		

3　備付け帳簿書類

建築物衛生法第10条の規定により、特定建築物の維持管理について権原を持つ者（所有者・占有者等）は特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えなければならないと定められています。

帳簿書類は、大きく次の3種類に分けられます。

①　図面類（永久保存）

②　主要機器・設備一覧表（永久保存）

③　維持管理に関する帳簿書類（5年間保存）

（1）図面類及び主要機器・設備一覧表

保管する図面類は下表に示すように、建築図面（配置図、平面図等）、設備図面（空調・給排水等）及び機器一覧表に分けられます。

改造や設備変更があった場合には、そのつど図面を訂正してください。

事　項		内　容
建築物	配置図 平面図 立面図	敷地内の建物の位置・方向、公道の位置 各階平面図 正面図・側面図・断面図
設備等	空調設備の断面系統図 空調設備の平面系統図 給水設備の断面系統図 給水設備の平面系統図 貯水槽の詳細図 排水槽の詳細図	設備配置を含むダクト系統図 設備配置を含むダクト系統図 設備配置を含む配管系統図 設備配置を含む配管系統図 平面図・断面図・連通管の位置 給水・揚水の位置関係等の詳細図 平面図・断面図・底部勾配等の詳細図
主要空調機器一覧表		空気調和機・冷凍機等の設置場所、型式、能力、系統等
主要給水設備一覧表		受水槽・高置水槽等の構造及びポンプの設置場所、型式、能力等
主要排水設備一覧表		汚水槽、雑排水槽、湧水槽等の構造及びポンプの設置場所、型式、能力等
各種設備一覧表		廃棄物保管場所・再利用対象物保管場所の構造等

（２）維持管理に関する帳簿書類

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th><th>実施記録</th></tr>
<tr><td colspan="2">年間管理計画</td><td>建築物環境衛生管理基準を網羅した、ビル全体の環境衛生に関する総合的管理計画及び進行管理</td><td>年間管理計画書</td></tr>
<tr><td colspan="2">空調設備管理</td><td>①空調設備の年間・月間の点検整備計画
②冷却塔の清掃
③冷却水管の清掃
④加湿装置の清掃
⑤空気環境測定計画
⑥改善調査計画</td><td>①空気設備点検整備記録
②冷却塔の清掃記録
③冷却水管の清掃記録
④加湿装置の清掃記録
⑤空気環境測定記録
⑥改善調査報告書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水設備管理</td><td>飲料水</td><td>①給水設備の年間・月間の点検整備計画
②給水設備自主点検の計画
③貯水槽（貯湯槽を含む）の清掃
④飲料水の水質検査
⑤その他、中央式給湯（冷水）設備、防錆(せい)剤、塩素注入装置などを使用する場合は、これらの管理計画
⑥中央式給湯水の温度管理</td><td>①飲料水設備の管理状況記録
②貯水槽の清掃報告書
③水質検査結果書
④残留塩素等の測定記録
⑤中央式給湯（冷水）設備の水質検査結果書
⑥防錆(せい)剤の維持管理記録
・成分、薬品名、使用量、水質検査
・注入装置の点検整備
⑦中央式給湯水の温度管理記録</td></tr>
<tr><td>雑用水</td><td>①雑用水設備の年間・月間点検整備計画
②雑用水設備自主点検の計画
③雑用水槽の清掃
④雑用水の水質検査
⑤その他、防錆剤、塩素注入装置などを使用する場合は、これらの管理計画</td><td>①雑用水設備の管理状況記録
②雑用水槽の清掃報告書
③水質検査結果書
④残留塩素等の測定記録
⑤防錆剤の維持管理記録
・成分、薬品名、使用量、水質検査
・注入装置の点検整備</td></tr>
<tr><td colspan="2">排水設備管理</td><td>①排水設備の年間・月間の点検整備計画
②排水槽の清掃計画
③グリース阻集器の点検整備計画</td><td>①排水設備の点検記録
②排水槽の清掃報告書
③浄化槽の維持管理記録
・放流水の水質検査
・塩素消毒剤使用量
④グリース阻集器の点検整備記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">清掃・廃棄物処理</td><td>①日常清掃及び大掃除の計画
②清掃に関する設備の点検整備計画
③廃棄物処理計画</td><td>①日常清掃記録、大掃除記録
②清掃に関する設備の点検整備記録
③廃棄物処理記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">ねずみ等の防除</td><td>①生息状況の点検計画
②生息が認められる場合の防除計画</td><td>①生息状況点検記録
②防除実施記録、防除効果の調査記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他、維持管理に関する必要事項</td><td>各ビルの実情に応じた計画</td><td>吹付けアスベストの維持管理記録等</td></tr>
</table>

各種記録用紙（例）

建築物衛生法第 10 条に規定する帳簿書類について管理計画表及び日常の点検や管理に使用する記録用紙の例を掲載しましたので、ご活用ください。

① 年間管理計画表（例）
② 空気調和機等設備点検記録票（例）
③ 空調設備年間管理記録票（例）
④ 残留塩素等検査実施記録票（例）
⑤ 雑用水槽点検記録票（例）
⑥ 雑用水残留塩素等検査実施記録票（例）
⑦ 排水槽等点検記録票（例）
⑧ グリース阻集器清掃点検記録（例）
⑨ 清掃実施計画表（例）
⑩ 清掃実施計画表（作成例）
⑪ ねずみ等点検・防除記録表（例）
⑫ ねずみ・衛生害虫等点検記録票（例）

年間管理計画表（　　　　年度）（例）

年　　月　　日作成

		維持管理項目	頻度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
空調設備		空調機内外の点検・整備	定期													告示	
		排水受けの点検(清掃)	1回/1月													規則	
		加湿装置の点検・整備	1回/1月													規則	
		加湿装置の清掃	1回/1年													規則	
		冷却塔・冷却水水管の清掃	1回/1年													規則	
		冷却塔の点検・整備	1回/1月													規則	
		空気環境測定	1回/2月													規則	
		粉じん計較正	1回/年													要領	
給水設備	貯水槽(貯湯槽含む)設備	受水槽･高置水槽清掃	1回/1年													規則	
		給水設備点検・整備	1回/1月													指導	
		貯湯槽内の撹拌・排出	定期													告示	
	水質検査	15(10)項目	1回/6月													規則	
		消毒副生成物	1回/年														6～9月
		有機化学物質	1回/3年														地下水
		全項目50項目	使用前														
		遊離残留塩素等	毎日														指導
	配管	管損傷・水漏れ等点検	定期													告示	
		汚水等逆流、吸入点検	定期													告示	
		防錆剤の水質検査	1回/2月													告示	
雑用水		雑用水槽の点検・清掃	定期													告示	
	水質	pH・臭気・外観・遊離残留塩素	1回/7日													規則	
		濁度・大腸菌	1回/2月													規則	
排水設備		汚水槽・雑排水槽の清掃	1回/4月													指導	
		排水槽等の点検	1回/1月													指導	
		ｸﾞﾘｰｽﾄﾗｯﾌﾟの点検･清掃	使用日毎													指導	
		浄化槽の清掃	1回/6月													浄化槽法等	
ね		生息状況調査等	1回/1月													指導	
清掃		日常清掃	毎日													規則	
		大掃除	1回/6月													規則	
		清掃機械･器具点検	定期													告示	
ア		吹付けアスベストの点検	定期													指導	

規則：ビル衛生管理法施行規則(省令)
告示：厚生労働省告示第１１９号
要領：建築物環境衛生維持管理要領

空気調和機等設備点検記録票　（例）

年　　月

点検項目 ＼ 機器名 / 頻度		1~3階系統外調機	4・5階系統外調機	1階東系統PAC	1階西系統PAC	2階東系統PAC	2階西系統PAC	3階東系統PAC	3階西系統PAC	4階東系統FC	4階西系統FC	5階東系統FC	5階西系統FC	空調用CT	各階排気設備	1階厨房排気設備
排水受けの点検・清掃（**法定 1/月**）	1/月													／	／	／
加湿材・ｴﾘﾐﾈｰﾀ・ｽﾌﾟﾚｰﾉｽﾞﾙ等の点検（**法定　使用期間中 1/月**）	1/月			／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
加湿装置の清掃（**法定 1/年**）	1/年			／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
加湿用貯水槽の清掃	使用前			／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
冷却水槽（水の汚れ・ｽﾗｲﾑ等）、散水装置、充てん材、ｴﾘﾐﾈｰﾀ・ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ・送風機等の点検（**法定　使用期間中 1/月**）	1/月	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		／	／
冷却塔集水槽の清掃	4/年	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		／	／
冷却塔・冷却水管の清掃（**法定 1/年**）	1/年	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／		／	／
エアフィルタ等の汚れ状況の点検	1/月													／	／	／
コイルの汚れ状況の点検	1/月													／	／	／
送風機・排風機の運転状態	1/月													／		／
ダンパーの作動状況	1/月													／	／	／
吹出・吸込口周辺の清掃	1/年													／		／
自動制御装置の調整・点検	4/年															／
設定温湿度と室内温湿度の差	1/月													／	／	／
隔測温湿度計の検出部の状況	1/月													／	／	／
ｸﾞﾘｰｽﾌｨﾙﾀ、ﾌｰﾄﾞの汚れ状況の点検	1/月	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	
※外調機の加湿装置は気化式、　冷却塔は直交流・開放型		記入例　○：良　レ：不良　△：不十分　／：設備無														
備　考																

上記の項目を参考に各ビルの空調システムに合わせ記録票を作成してください。

空調設備年間管理記録票　（例）

系統

機器名	点　検　項　目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
空調機（系統ごと）	送風機・排風機の運転状態	1/月												
	エアフィルタの汚れ	1/月												
	冷温水コイルの汚れ	1/月												
	排水受け	1/月												
加湿装置	加湿減湿装置の運転状態 ｺｲﾙ表面・ｴﾘﾐﾈｰﾀ・ｽﾌﾟﾚｰﾉｽﾞﾙ等	1/月												
	加湿装置の清掃	1/年												
	加湿水貯留槽の清掃と 全換水	使用前												
吹出口・還気口（各階）	吹出・吸込口付近の清掃	定期												
	ダンパーの作動状況	定期												
	厨房ﾀﾞｸﾄ･ﾌｰﾄﾞ､ｸﾞﾘｰｽﾌｨﾙﾀ	随時												
自動制御装置	調整・点検	定期												
	設定温湿度と室内温湿度の差	定期												
	隔測温湿度計の検出部の 障害物等	定期												
冷却塔	充填剤・ｴﾘﾐﾈｰﾀ等の状態・ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ・送風機の作動状況	1/月												
	冷却塔・冷却塔水管の清掃	1/年												
	冷却水の点検 （色・スライム等）	1/週												

備　考

上記の項目を参考に各ビルの空調システムに合わせ記録票を作成してください。

残留塩素等検査実施記録票 （例）

<u>飲料水</u>・<u>給湯水</u>

ビル名	
実施月	年　　月分

点　検　日　時			検　査　者	検査場所（　　　　　　　　　　　　　）					備　考※
日	曜日	時　刻		遊　離 残留塩素	色	濁り	臭気	味	
1		:							
2		:							
3		:							
4		:							
5		:							
6		:							
7		:							
8		:							
9		:							
10		:							
11		:							
12		:							
13		:							
14		:							
15		:							
16		:							
17		:							
18		:							
19		:							
20		:							
21		:							
22		:							
23		:							
24		:							
25		:							
26		:							
27		:							
28		:							
29		:							
30		:							
31		:							

実施方法：（DPD 法・　　　　）

※必要に応じて給湯水の温度を記入

雑用水槽点検記録票　（例）

点検（受水槽・高置水槽・副受水槽等）　　受水槽有効容量：　　　　年　作成

項　目 ＼ 点検月日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
水槽内面の損傷、劣化等の状況													
水漏れ、外壁の損傷、さび、腐食													
マンホール密閉状況													
オーバーフロー管、通気管の防虫網													
ボールタップ、満減水警報装置													
塩素滅菌器の機能等													
給水ポンプの揚水量、作動状況													
配管	管、バルブの損傷												
	さび、腐食												
	スライム・スケールの付着												
	吐水口空間の保持状況												
貯水槽清掃実施日													
水質検査実施日													

凡　例

○　良
レ　不備
△　不十分
／　設備無

備考：

雑用水残留塩素等検査実施記録票（例）

ビル名	
実施月	年　　月分

点　検　日　時			検 査 者	検査場所*（　　　　　　　　　）				備　　考
日	曜日	時　刻		遊　離 残留塩素	pH 値	臭　気	外　観	
1		:						
2		:						
3		:						
4		:						
5		:						
6		:						
7		:						
8		:						
9		:						
10		:						
11		:						
12		:						
13		:						
14		:						
15		:						
16		:						
17		:						
18		:						
19		:						
20		:						
21		:						
22		:						
23		:						
24		:						
25		:						
26		:						
27		:						
28		:						
29		:						
30		:						
31		:						

＊原則として検水コックとするが、ない場合は使用場所に最も近い貯水槽の出口付近とする。

濁度・大腸菌については、別途１回／2 月ごと検査を実施する（使用用途が水洗便所の場合は大腸菌のみ）。

排 水 槽 等 点 検 記 録 票 （例）

年　作成

点検項目 ＼ 点検月日		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
排水槽	浮遊物及び沈殿物の状況												
	壁面等損傷、亀裂及び錆の発生状況												
	マンホールの密閉状況												
	害虫の発生状況												
	悪臭の有無												
付帯設備	満減水警報装置												
	フロートスイッチ												
	電極式制御装置												
	タイマー												
	排水ポンプ												
	フート弁												
	排水管及び通気管												
	防虫網												
	グリース阻集器												
	トラップ												
	曝気装置												
	撹拌装置												
	排水用補助ポンプ												
排水槽清掃実施日													

備　考

記入例

○ 良　△ 不十分

レ 不良　／ 設備無

グリース阻集器清掃点検記録（例）

平成　　　　年　　　月

店舗名 （　　　　　　　　　　　　　　）

日	曜日	清掃した時間	清掃者	備考	日	曜日	清掃した時間	清掃者	備考
1					16				
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				
					31				

【グリーストラップの清掃頻度】

清　掃　実　施　計　画　表　（例）

平成　　年度分

	区域	共用区域								専用区域							管理区域			
	作業箇所／清掃作業	玄関ホール	廊下	階段	給湯所	便所・洗面所	屋上・屋外	エレベーター		事務室	役員室	会議室・応接室	事務機械室	食堂	書庫		外壁	窓ガラス		
日常清掃	床の掃き拭き																			
	じゅうたん掃除																			
	壁面（低所）ほこり払い																			
	机上掃除																			
	窓枠・窓台ほこり払い																			
	吸い殻処理																			
	紙屑、ごみ処理																			
	茶殻、厨芥処理																			
	階段手すり拭き																			
	流し場掃除																			
	衛生陶器掃除																			
	汚物入れ掃除																			
	鏡まわり掃除																			
	衛生消耗品掃除																			
	マット掃除																			
定期清掃	床面ワックス塗装																			
	金属磨き																			
	高所ほこり払い																			
	壁、大理石磨き																			
	扉、間仕切り掃除																			
	マット洗浄																			
	排水溝掃除																			
	金属外装磨き																			
	ガラス、金属類の掃除																			
特別清掃																				

清　掃　実　施　計　画　表　（例）

平成　　年度分

	区域	共用区域								専用区域							管理区域			
	作業箇所／清掃作業	玄関ホール	廊下	階段	給湯所	便所・洗面所	屋上・屋外	エレベーター		事務室	役員室	会議室・応接室	事務機械室	食堂	書庫		外壁	窓ガラス		
日常清掃	床の掃き拭き	4/日	2/日	2/日	2/日	2/日	2/日	2/日		1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	じゅうたん掃除										1/日									
	壁面(低所)ほこり払い	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日				1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	机上掃除									1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	窓枠・窓台ほこり払い									1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	吸い殻処理	1/日				1/日				1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	紙屑、ごみ処理	1/日				1/日				1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日					
	茶殻、厨芥処理				1/日									1/日						
	階段手すり拭き			2/日																
	流し場掃除																			
	衛生陶器掃除					1/日														
	汚物入れ掃除					1/日														
	鏡まわり掃除					1/日														
	衛生消耗品掃除					1/日														
	マット掃除					1/日														
定期清掃	床面ワックス塗装	1/週	1/週	1/週						2/月		2/月	2/月	2/月	2/月					
	金属磨き	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週					
	高所ほこり払い	3/月	3/月	3/月	3/月	3/月	3/月	3/月		3/月	3/月	3/月	3/月	3/月	3/月					
	壁、大理石磨き																			
	扉、間仕切り掃除	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週		1/週	1/週	1/週	1/週	1/週	1/週					
	マット洗浄	1/週																		
	排水溝掃除																			
	金属外装磨き																			
	ガラス、金属類の掃除																			
特別清掃																				

作業箇所・清掃作業別に
清掃の頻度を記入します。

（例）1/日、2/日、1/週、1/月など

ねずみ等点検・防除記録表　（例）

年　作成

点検項目＼点検月日			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
ねずみ等の発生・生息状況	各階	事　務　室												
		給　湯　室												
		ト　イ　レ												
	厨房	食品保管場所												
		グリーストラップ												
	排水槽	汚　水　槽												
		雑　排　水　槽												
		湧　水　槽												
		雨　水　槽												
	廃棄物の保管場所													
	リサイクル室													
防　虫　設　備														
防除※	全　館													
	重　点													
	効　果　判　定													

備　考

記入例　（生息状況）

○ 良好　　┼ 少数（5 匹以下）

╫ 多数　　／ 非該当

※防除の詳細は別紙参照

上記の項目を参考に、各ビルの現状に合わせた点検表を作成してください

ねずみ・衛生害虫等点検記録票　（例）

調査の時期：事前調査・措置後調査

建築物名称：	立会者：	
調査開始日：　年　月　日（　）　時　分	防除作業監督者：	
調査終了日：　時　分	調査実施者：	
措置予定日　：　措置実施日　：　平成　年　月　日		

階	調査箇所	調査方法・指数・目標水準の判定												環境状況調査			備考（番号）
		ネズミ		ゴキブリ		蚊		該当に○ チョウバエ・コバエ		ダニ				食品類管理	整理・清掃	構造・設備	
		調査方法	判定	調査方法	指数／判定	調査方法	指数／判定	調査方法	指数／判定	調査方法	指数／判定	調査方法	指数／判定	評価	評価	評価	

表示記号（太字）	
	調査方法 ①聞き取り調査　②目視調査　③トラップ調査　④喫食調査　⑤足跡調査
	ダニ調査法：ｲ. 粘着式クリーナー　ﾛ. 飽和食塩水浮遊法　ﾊ. 簡易アレルゲンキット
	判定：生息指数および維持管理水準：○（許容）、△（警戒）、×（措置）
	環境状況調査　：　◎（大変よい）、　○（よい）、　△（悪い）、　×非常に悪い

備　考
①
②
③

上記の項目を参考に、各ビルの現状に合わせた点検表を作成してください

第４ブロック保健所等　連絡先一覧

保健所名	所在地	電話・ＦＡＸ
中野区 中野区保健所生活環境分野 医薬環境衛生担当	〒１６４－０００１ 中野区中野２－１７－４	電話 ３３８２－６６６３ ＦＡＸ ３３８２－６６６７
杉並区 杉並保健所生活衛生課 環境衛生担当	〒１６７－００５１ 杉並区荻窪５－２０－１	電話 ３３９１－１９９１ ＦＡＸ ３３９１－１９２６
豊島区 池袋保健所生活衛生課 環境衛生担当係	〒１７０－００１３ 豊島区東池袋１－２０－９	電話 ３９８７－４１７６ ＦＡＸ ３９８１－５４５２
板橋区 板橋区保健所生活衛生課 建築物衛生グループ	〒１７３－００１４ 板橋区大山東町３２－１５	電話 ３５７９－２３３５ ＦＡＸ ３５７９－１３３７
練馬区 練馬区保健所生活衛生課 環境衛生監視担当係	〒１７６－８５０１ 練馬区豊玉北６－１２－１	電話 ５９８４－２４８５ ＦＡＸ ５９８４－１２１１

東京都 健康安全研究センター広域監視部 建築物監視指導課 （ビル衛生検査第４班）	〒１６９－００７３ 新宿区百人町３－２４－１ 本館２階	電話 ５９３７－１０６２ ＦＡＸ ５９３７－１０９９
様式などは、東京都のホームページからダウンロードできます。 ≪建築物衛生のページ≫ http://www.tokyo-eiken.go.jp/k_kenchiku/		

各種届出及び報告先は、１～３ページ参照。